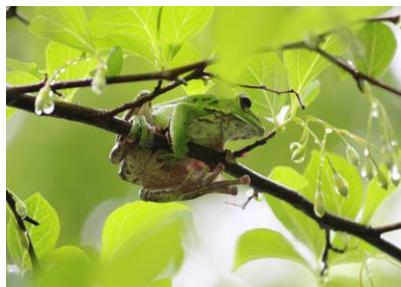


神奈川県立足柄ふれあいの村 事業計画書



団体名	株式会社アグサ
-----	---------

目 次

○ 表紙	1
○ 目次	2
○ 団体の概要	4
I サービスの向上について	
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	
(1) 指定管理者としての基本方針等	6
ア 指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針、考え方について	6
イ 業務の一部を委託する場合の業務内容等	10
2 施設の維持管理	
(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務	13
ア 環境整備についての実施方針	14
イ 維持修繕についての実施方針	20
ウ 防災・防犯等の安全対策についての実施方針	23
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	
(1) 自然体験活動の推進及びサービス向上のための取組等	28
ア 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進	28
(ア) 年間を通じより多くの利用を図るために実施する自然体験活動事業の実施方針、内容等	28
(イ) 学校教育における自然体験活動事業の推進に向けた考え方及び支援の方策	35
イ サービス向上や利用促進のための取組及び利用料金	47
(ア) 年間を通じより多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	47
(イ) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	50
ウ 手話言語条例への対応	53
エ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容及び料金等	54
オ 利用料金等の設定、減免の考え方	59
4 事故防止等安全管理	
(1) 日常の安全管理及び緊急時の対応	63
ア 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	63
イ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針	66
ウ 急病人等が生じた場合の対応	69
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	
(1) 地域との協力体制の構築等	70
ア 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	70
イ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	74

II 管理経費の節減について	
6 節減努力等 ※別紙参照 -----	75
III 団体の業務遂行能力について	
<u>7 人的な能力、執行体制</u>	
(1) 人員配置及び業務委託の方針等 -----	76
ア 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 -----	76
イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 -----	81
ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 -----	82
8 財政的な能力 ※別紙参照 -----	90
<u>9 コンプライアンス、社会貢献</u>	
(1) 諸規程の整備 -----	91
(2) 環境への配慮 -----	95
(3) 障がい者等への配慮 -----	99
ア 法定雇用率の達成状況、障がい者雇用促進の考え方と実績 -----	99
(ア) 障がい者雇用状況 -----	99
(イ) 未達成の場合の今後の対応 -----	99
(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障がい者雇入れ計画作成命令の有無 -----	99
(エ) 障がい者雇用促進の考え方と実績 -----	99
イ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方 -----	100
ウ 手話言語条例への対応 -----	101
(4) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 -----	102
<u>10 事故・不祥事への対応、個人情報保護</u>	
(1) 事故・不祥事への対応 -----	105
(2) 個人情報保護 -----	106
<u>11 これまでの実績</u>	
(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 -----	112
(2) 神奈川県又は他の自治体における指定取消しの有無 -----	115

団 体 の 概 要

(令和7年6月現在)

ふりがな 団体名	かぶしきがいしゃあぐさ 株式会社アグサ		
所在地	〒250-0123 神奈川県南足柄市中沼 305-1	電話番号	0465-74-1742
代表者	代表取締役 足立 讓	F A X	0465-74-1837
設立年月日	1965年 2月 24日		
沿 革	<p>1965年 2月 「有限会社桜井組」緑地帯管理業務と建物清掃業務の会社として誕生</p> <p>1975年 4月 「株式会社足柄グリーンサービス」に商号変更</p> <p>1997年 4月 野外教育事業部設立</p> <p>2006年 4月 指定管理部設立、「指定管理者」4施設を受託</p> <p style="padding-left: 20px;">・神奈川県立 21世紀の森 ・南足柄市運動公園</p> <p style="padding-left: 20px;">・南足柄市足柄森林公園丸太の森 ・南足柄市広町パークゴルフ場</p> <p>2006年 12月 ISO14001 認証取得</p> <p>2007年 11月 あしがらの温泉「おんり〜ゆ〜」オープン</p> <p>2016年 4月 従来の4施設に加え、神奈川県立足柄ふれあいの村の指定管理者を受託</p> <p>2016年 7月 農地保有適格法人「株式会社みかんの香」を設立し、「未病を治すプロジェクト」に向けて独自の農業連携を推進する</p> <p>2017年 7月 南足柄市足柄森林公園丸太の森の自主事業として、日本初のアトラクションである、森の空中あそび「パカブ」を建設</p> <p>2018年 4月 「株式会社アグサ」に商号変更</p> <p>2024年 12月 あしがらの温泉「おんり〜ゆ〜」リニューアルオープン</p> <p>2025年 2月 創業60周年を迎える</p>		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事務部（人事・労務・経理・総務） ●ファシリティサービス事業 (定期清掃・特別清掃・クリーンルーム清掃・設備の保守点検管理・警備) ●グリーン環境事業（日常緑地管理・芝生の年間管理・特殊樹木の対応・森林整備） ●野外教育事業 (学校教育プログラム・企業研修・スポーツチーム強化合宿・各種団体研修) ●温泉事業（あしがらの温泉「おんり〜ゆ〜」の運営） ●指定管理事業 (神奈川県立 21世紀の森・足柄森林公園丸太の森・南足柄市運動公園・ 神奈川県立足柄ふれあいの村) 		

<p>主な実績</p>	<p>■富士フイルム株式会社 (足柄サイト、小田原サイトのビルメンテナンス/緑地/芝管理)</p> <p>■富士フイルムビジネスイノベーション株式会社(旧:富士ゼロックス株式会社) (竹松工場、塚原研修所のビルメンテナンス/緑地/警備等の管理)</p> <p>■アサヒビール株式会社(足柄工場の緑地維持管理)</p> <p>■神奈川県、南足柄市、山北町、松田町教育委員会より業務委託</p> <p>■株式会社久光製薬・株式会社スバル・KYB株式会社等の野外研修</p> <p>■中学・高校生の人を育てる(心の環境+心の骨組み作り)野外体験教育</p> <p>■指定管理施設 (神奈川県立 21 世紀の森・足柄森林公園丸太の森・南足柄市運動公園・ 南足柄市広町パークゴルフ場・神奈川県立足柄ふれあいの村の運営)</p>			
<p>財政状況 (過去3年間に ついて記入して ください)</p>	<p>年 度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
	<p>総収入</p>	<p>1,177,850,117</p>	<p>1,235,591,276</p>	<p>1,303,004,928</p>
	<p>総支出</p>	<p>1,149,041,187</p>	<p>1,192,507,970</p>	<p>1,257,085,054</p>
	<p>当期損益</p>	<p>28,808,930</p>	<p>43,083,306</p>	<p>45,919,874</p>
	<p>累積損益</p>	<p>240,966,332</p>	<p>281,407,582</p>	<p>323,329,512</p>
<p>応募に関する担当連絡先</p>				
<p>ふりがな 氏 名</p>	<p>おりい さとし 折井 智</p>		<p>部署・職名</p>	<p>指定管理部 次長</p>
<p>電話番号</p>	<p>0465-72-2400</p>		<p>ファクシミリ</p>	<p>0465-74-1837</p>
<p>電子メール</p>	<p>s_orii@agusa.jp</p>			

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理者としての基本方針等

ア 指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針、考え方について

(ア) 県立足柄ふれあいの村の指定管理の応募に向けて

弊社は、足柄ふれあいの村の所在地である南足柄市で起業し 60 年もの間、地域とともに成長してまいりました。弊社の企業理念は、「**社会課題の解決を事業の柱にすえ、社会貢献が即ち、事業の核となるような企業活動を展開する。**」であります。

この企業理念の基、足柄ふれあいの村の近隣はもとより、南足柄市全域や県西地区をはじめ、遠くは山梨県南都留郡まで活動の幅を広げ、日々企業理念達成に向けた企業活動を展開しております。

特に足柄ふれあいの村周辺では、これまで、

- ◎【森の四季】を彩り自然が残る足柄森林公園「丸太の森」（年間約 46,000 人利用、平成 18 年度～令和 13 年度の 26 年間指定管理）
- ◎【神奈川県未病対策モデル施設】である温泉施設「おんり～ゆ～」（年間約 82,000 人利用、系列会社）
- ◎【心の骨組み作り】をテーマに仲間との協力や交流のきっかけづくりに特化した体験プログラムを提供する「PAA21」※PAA21 とは、屋外に設けられた特別なコースを用い、専門の教育を受けたファシリテーターが、チームに必要で、かつ足りていないものは何かを見極め、サポートしながら、一見不可能に思える課題にチームで挑戦し、参加者が様々な感情の起伏を通じて「自ら変わる力」に目覚めていく、野外教育型体験事業です。（年間約 20,000 人利用、平成 9 年に開設し、これまでに約 15 万人利用）
- ◎【森林の保全や健康づくりを支援する指定管理】として、モデル的な森林保全・活用を図る「神奈川県立 21 世紀の森」（年間約 40,000 人利用、平成 18 年度～令和 7 年度の 20 年間指定管理）、南足柄市の屋外スポーツ拠点であり市民が気軽に利用出来る「南足柄市運動公園」（年間約 40,000 人利用、平成 18 年度～令和 11 年度の 24 年間指定管理）

等々を行い、年間約 228,000 人の県民を南足柄市周辺（足柄ふれあいの村周辺）の豊かな自然の中に招き入れ、様々な体験を通じて人とふれあい、自然とふれあう活動を行ってきたほか、日頃からの地域との密接な関係を維持する中で、社会的貢献を果たしてまいりました。

このことは、足柄ふれあいの村の設置目的にまさに合致するものであり、社会貢献が事業の核となるような企業活動を展開するという企業理念に沿ったものとなっております。

これらを一体的に運営管理するスケールメリットを生かすことで、それぞれの施設のもつ魅力を高め、新たな相乗効果を生み出すとともに、足柄ふれあいの村の更なる発展と質の高い教育の実現、ひいては、県の重点施策にある「インクルーシブ教育の推進」、「文化芸術活動の充実、スポーツ活動の推進」、「魅力ある観光地の形成や広域周遊の推進」「障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現」等にも大いに寄与できることを確信し、前回に引き続き指定管理に応募するものです。

a. 今後の課題

2016年4月より弊社が足柄ふれあいの村の指定管理を受託してから現在に至るまで、私たちは多くの実績を積み重ねてまいりました。一方で、

- ①. 少子高齢化や社会の変化（感染症の蔓延など）に伴う利用者数の減少
- ②. 施設の老朽化
- ③. 気候変動による暑さ対策
- ④. 樹木成長に伴う倒木、かかり木等の増加（ナラ枯れ含め）

等の課題も浮き彫りになっており、弊社としては次期指定管理の受託に向けては以下のような取り組みを積極的に行い課題解決に繋げてまいります。

b. 我が社の経験と実績を生かした重点的な取り組み内容

- ①. かながわ教育ビジョンにある「心ふれあう しなやかな 人づくり」に向けた事業の積極的な展開、「ともに生きる社会かながわ憲章」や「インクルーシブ教育」の考え方を取り入れた事業の取り組み
- ②. 野外活動・自然体験活動を通じた不登校対策自然体験活動事業（きんたろうキャンプ）の充実・発展（広域的な事業展開による参加者の増加、人間関係作りプログラムを主体としたPA等の積極的導入による内容の充実・深化）
- ③. 利用者の要望を的確にとらえ実現させることによる利用者増の実現
- ④. 地域と連携した事業展開による地域人材の活用と地元企業等の活性化（外部運営委員会の開催など、近隣地域からの意見を積極的に取り入れた村の運営）
- ⑤. 災害時等に迅速に対応できる体制の構築とともに間伐や側溝清掃など日常業務を通じた減災の実現
- ⑥. 安全衛生委員会の活用による事故防止等安全管理への積極的な取り組み
- ⑦. 法令等を遵守した確実・誠実で安定した運営（経費節減と積極的投資含む）
- ⑧. 県の西部地域活性化を図る観点から近隣市町と連携し、地域資源を生かした事業への取り組みの深化（小田原市の観光資源、南足柄市の文化地域資源、山北町の水源資源等々）
- ⑨. 足柄ふれあいの村近隣施設との連携による事業の充実・発展（PAA21 や丸太の森等のコンテンツを活用した事業運営）

○関東学院大学とのこれまでの関わりと他大学との今後の連携に向けて

関東学院大学との関わりについては、これまでの指定管理において株式会社アグサとグループを形成し、実質的な運営に携わったほか、包括連携協定を締結し各種事業への運営にご協力を頂くなど連携をはかってまいりました。

しかし、学内事業の増加に伴う日程調整や、人的配置などが困難になったとの申し出が学院側からあり、連携協定については、相互に話し合いの上一旦解消し、今後については随時協議を行っていくこととなりました。

足柄ふれあいの村としては、大学の知見や学生の事業参加、ボランティア活動等については今後も事業運営上必要且つ有用であると考えているため、これまで弊社と関わりのある他の大学との新たな連携協力を含め、現在調整を進めております。

(イ) 足柄ふれあいの村を運営する上での考え方

●設置目的の理解について

平成2年に施行された「神奈川県立のふれあいの村条例」に記載のとおり「(設置)第2条 児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性をはぐくむふれあい活動のための施設として、次のとおり神奈川県立のふれあいの村（以下「ふれあいの村」という。）を設置する。」と設置目的が記されています。

この設置までの時代背景を考えると、

- ①. 昭和50年代に入って県内で受験競争の過熱化や知育偏重的な教育への批判が高まったほか、家庭内暴力、社会的弱者への襲撃事件などの悲惨な事件が連続して発生しました。
- ②. 昭和56年に県民による「騒然たる教育論議」が提唱され、昭和58年には、神奈川の教育を考える総合検討委員会から「自然・人とのふれあいを進める運動（ふれあい教育運動）」を展開しようという提言がなされ、県内各地で様々な取り組みが展開されました。
- ③. 「人間形成を支える最も基礎的な環境である自然、人とのふれあいの中、自然のやさしさ、こわさ、神秘性などに感動したり、自ら問題解決する能力、ねばり強さなどを身につけることや、人とのふれあいをとおして、人生の苦しさ、楽しさを知り、思いやりの心、協調性などを育むことを、それぞれの成長過程に応じた基礎体験として、回復、充実する必要がある。」と提言されたことを受け、学校、家庭、地域を取り込んだ幅広い層からなる「ふれあい教育」の実践活動が新たに展開されるようになり、「ふれあい教育」運動が誕生することになりました。
- ④. 平成2年、「ふれあい教育」運動の一層の推進と活動を行うことを目的として、学校はもとより家族やグループという小さな単位でふれあい活動が図れるよう10人程度が宿泊できる小さなコテージを主体とした施設として、足柄ふれあいの村が開設されたと考えております。

(ウ) 足柄ふれあいの村設置経緯を踏まえた今後の運営について

こうした経緯を踏まえて開設された当初は家族・グループの利用者数が年間約1万人を超え、他の団体に比べても非常に多い状況でありました。

しかし、年々その数は減少し、近年は年間約5千人と半減している状況となっております。

社会の変化により利用の形態や求められる役割は年を追って違ってくることはやむを得ないものの、近年社会問題化している児童虐待や学校でのいじめなどを考えると、改めて足柄ふれあいの村の重要性や必要性は以前よりも増しているものと考えます。

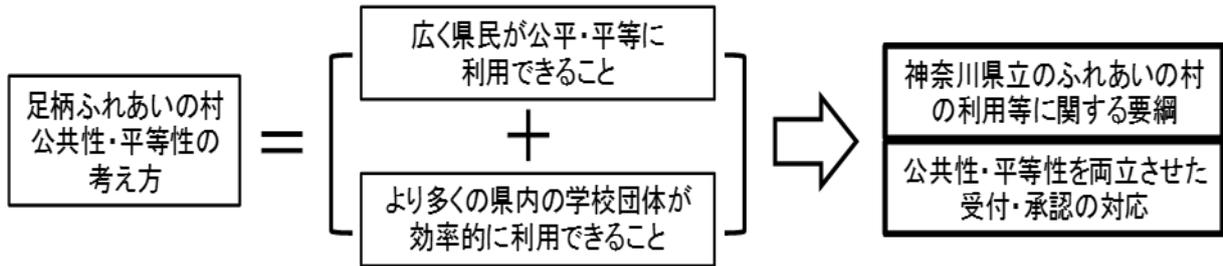
こうしたことを踏まえ、今後5年間の運営に当たっては、

- ①. 足柄ふれあいの村が開設された意義を改めて見直すとともに、新たな社会的課題を深く認識して、開設当初に再度立ち返り家族や小グループにもより多くご利用いただけるような運営に心を砕くとともに、自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等を育む活動をより一層深めていく必要があると考えます。
- ②. また、同時に地域での子ども会活動などの低下がみられる中、学童保育といった放課後児童育成団体や学校部活動の地域への移行に伴うスポーツクラブなどへも積極的に利用促進を図っていく必要があると考えます。
- ③. このほか障害のある・ないに係らずキャンプに参加し、ふれあい活動を楽しまれる環境

を整えることがこれまで以上に必要と考えます。このことは、誰もが排除されない社会を目指すインクルーシブの考え方、本県が推進するインクルーシブ教育にも通ずるものであり、今後もこの考え方を生かした村の運営を行ってまいります。

④. 併せて毎年増加する不登校の児童生徒（2023 年度調査では、県内公立小中学校で 23,000 人を超え、過去最多）に対する支援は、足柄ふれあいの村の重要な柱と考えており、自然体験活動を通して子どもたちの日常生活の見直しや学校生活の再開、社会的な自立といった次への一步を歩みだせる支援をこれまで以上に行なってまいります。

(エ) 公の施設としての公共性、平等性について



足柄ふれあいの村は、県立施設として神奈川県内の多くの学校のほか、家族、グループや各種団体など幅広い方々が利用されることから、あらゆる方々が公平・平等に利用できる施設であることが求められます。

しかしながら学校は、年間行事等を設定する際、利用する前年度に足柄ふれあいの村の利用を組み入れることが必要であり、併せて利用期間が他の学校と重複することも多々ある事から、日程調整や受付決定の調整を事前に行う必要があります。

従って、「広く県民が公平・平等に利用できること」と「より多くの県内の学校団体が平等で効率的に利用できること」という命題を両立させることが、施設利用の受付や承認の重要なポイントとなります。

そこで単純に、[公平・平等＝全てに均一]ではなく、足柄ふれあいの村の設置目的を尊重しつつ、広く県民が公平・平等に利用できる年間を通じた受付・承認の方法について「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する要綱」に基づき、実施してまいります。

このほか、多くの利用者がお互いを尊重し、効果的に施設を利用していただくために、施設利用説明会を開催し、利用者同士が話し合い、調整し、お互いが納得されたうえで施設を利用していただけるよう、公平・平等な利用に資する運営を行ってまいります。

なお、これまでの指定期間内において、利用される方々から施設利用についての公平さや平等性等についての問い合わせや苦情といった事は無く、公の施設としての役割を十分に果たしているものと考えております。

このほか公の施設として、足柄の自然環境保全などに取り組むことも責務と考えており、これまで行ってきた「小田原メダカの繁殖支援」や「カマキリの外来種ムネアカハラビロ分布調査並びに駆除活動」、「かながわの里地里山保全等促進事業に加入している大雄町花咲く里山協議会への支援」等についてもこれまで以上に積極的に取り組んでまいります。

イ 業務の一部を委託する場合の業務内容等

(ア) 委託業務の内容について

前項で記したように、足柄ふれあいの村の指定管理業務内容は、その多くが弊社の業務内容でカバーできるものであり、弊社の直営で業務を遂行します。

しかしながら、特殊な専門性を必要とする業務、また、専門業者に委託することが明らかに効果的であるような業務については、神奈川県内の公共施設であることから、神奈川県内、中でも県西地域において、意欲があり、優秀な中小企業にも積極的に委託するよう配慮してまいります。

従って、より専門性の高い業務、弊社では担えない業務、弊社以上に合理性がありサービスの向上が図れる、そして地域の活性化につながる業務を基準として、下記に記した業務の一部を委託します。

内容	回数	内容	回数
食堂の運営	毎日	オイルタンク(法定点検)	年1回
寝具類の管理・貸出業務	毎日	オイルタンク(清掃)	年1回
消防設備(法定点検)	年2回	ボイラー保守点検	年1回
フロン排出抑制法に伴う機器点検	年1回	貯湯槽保守点検・清掃	年1回
エレベーター保守業務	年12回	浴槽配水管清掃及び配水管 高圧洗浄業務	隔年に 1回程度
自家用電気工作物保安管理業務	年12回		
非常用自家発電設備負荷運転試験	年1回	浴室水質検査	年2回
受水槽等(法定清掃)	年1回	自動扉(保守点検)	年4回
水道設備(法定検査)	年1回	雑排水管・ 污水管清掃業務	年1回以上
可燃・不燃・産業廃棄物処理業務	随時		
污水处理施設維持管理業務	月2回以上 (2週間に 1回程度)	ピアノ調律	年1回
		車輛保守業務	年1回
浄化槽(放流水検査)	適宜	衛生害虫駆除業務	年2回
浄化槽(法定検査)	年1回	浄化槽(汚泥処理業務)	随時

(イ) 委託先の選定方法について

これまでの業務内容について検証した上で、原則的に現委託者を引き続き選定することで、緊急時の速やか且つ的確な対応が望めるとともに、業務に於ける質の安定性を確保します。

委託期間については、その業務内容により差はあるものの、これまで同様、指定管理期間の5年間と定めます。但し、委託期間内であっても、弊社の業務基準にそぐわない場合、複数の業者を募集(基本は神奈川県内業者を公募)し、他の業者の参入の機会を保持します。そのことにより業務の質の改善、内容の精査、経費の節減を高めることができると考えます。

なお、選定にあたっては、弊社が南足柄市と協力した「カーボンニュートラル・パートナーシップ協定」や、大震災時に事業を安全に継続できるような事業継続計画（BCP）等を基準に、環境や安全、利用者利益・利用者サービスに繋がることの意識が高く、それを実践している企業を選定します。

(ウ) 食堂運営について

a. 食堂運営の委託先

宿泊を伴う体験型施設の中で「食の体験」は重要な要素であると考えております。

また、神奈川県が推進する「県西地域活性化プロジェクト、未病を改善する」では、運動・休養などに加え、「食のあり方を見直す」ことが健康増進に大変重要であるとしております。

株式会社おんり～ゆ～は、県西地域活性化プロジェクトの「未病いやしの里の駅」に於いて、「食の駅」「運動の駅」「森の駅」「湯の駅」「集いの駅」「芸術の駅」、6つの駅を網羅する、弊社の関連企業です。弊社は、株式会社おんり～ゆ～を食堂運営のパートナーとして引き続き選定し、県の委託許可を得た上で、地産地消・食のマナー・栄養・食文化等、食育に関する事、「ME-BYO 未病の改善」の推進に取り組むとともに、おんり～ゆ～の管理運営で培った接客対応や、きめ細やかなサービスなどを、足柄ふれあいの村の食堂運営にも取り入れてまいります。



b. 安心安全と美味しい食堂を目指して

また、食堂の運営にあたっては、すべての利用者の方に安全で快適な食を提供できるよう、

- ①. 食堂、厨房、就業者などの衛生管理
- ②. 火元、ガスなどの防火管理
- ③. 新鮮な地元食材の積極的活用
- ④. 栄養バランスや食の安全（特にアレルギー対策）に配慮したメニューの提供
- ⑤. 過去の利用者アンケートを参考にして、洗い出された問題点を改善してきた実績を生かした食堂運営

などについて、足柄ふれあいの村担当者と食堂責任者(店長)、(株)おんり〜ゆ〜支配人で構成する「給食委員会」を月1度開催し、上記項目の達成に取り組みます。

c. アレルギー対応と様々な食文化への対応

食堂業者では、昨今増加傾向にある、ベジタリアンやヴィーガン、ハラール等、様々な食文化や食習慣に可能な限り対応しており、これらのサービスを活用した利用団体からは好評を得ております。引き続き、利用者の様々な要望に寄り添い、食堂利用者の満足度向上にも積極的に取り組んでまいります。

▶ 食堂アンケート調査より

■ 食物アレルギー対応や、多様な食文化、食習慣等の対応について

R4年度			R5年度			R6年度		
区分	データ	割合	区分	データ	割合	区分	データ	割合
とても良い	152	33.0%	とても良い	160	23.7%	とても良い	178	34.0%
良い	161	34.9%	良い	217	32.2%	良い	143	27.3%
普通	17	3.7%	普通	118	17.5%	普通	50	9.5%
あまり良くない	5	1.1%	あまり良くない	3	0.4%	あまり良くない	1	0.2%
悪い	0	0.0%	悪い	2	0.3%	悪い	1	0.2%
利用していない	90	19.5%	利用していない	120	17.8%	利用していない	105	20.0%
無回答	36	7.8%	無回答	54	8.0%	無回答	46	8.8%
合計	461	100.0%	合計	674	100.0%	合計	524	100.0%
上位2項目の割合:		67.9%	上位2項目の割合:		55.9%	上位2項目の割合:		61.3%

■ アンケートの事例

- ・ イスラム教、ヴィーガンへの対応も柔軟に対応して下さり有難かった。
- ・ 今回ハラール食対応の子どもが参加しており、持ち込み食材や食せるものなど相談にのってもらい、対応していただいた。

(エ) 県内中小企業に対する受注機会の確保

弊社は、60年の長きにわたり南足柄市の地元企業として地域とともに歩んでまいりました。県西地域、神奈川県、そしてわが国の経済・産業を支える企業の一員として、また、今後も県西地域を中心に事業展開をする事から、足柄ふれあいの村の運営を行う際は、県西地域の経済・産業の活性化の役割を担う重要な事業であるとの認識のもと、委託企業の選定においては、これまで同様、県内及び県西地域にある企業への受注機会増となるよう配慮してまいります。

2 施設の維持管理

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

●足柄ふれあいの村を運営するにあたっての維持管理方針

弊社は、創業以来、南足柄市内の企業・施設の緑化事業、美化清掃に関する業務を主軸事業とし、その後、子どもたちの野外教育や、飲食・宿泊に関わる温泉事業のほか県西地域にある県や市の公共施設の指定管理業務などを地域づくりの一環として推進してまいりました。これらすべての事業で培った知識、経験と技術、そのノウハウのすべてを足柄ふれあいの村の維持管理業務に活かします。

また、村内整備等に従事するスタッフについては、有資格や専門知識、経歴等を考慮した配置を行い、より精度や効率の高い業務を遂行します。

■スタッフが保有する維持管理業務に有用な資格・経歴等（※記載は一部、詳細は P78 参照）

資格名称	資格名称
第二種電気工事士	危険物取扱者（乙種4類）
ガス溶接技能講習終了証	アーク溶接特別教育終了証
刈払機取扱作業安全衛生教育受講	チェーンソーによる伐木等特別教育受講
ハウスクリーニング業務	

■弊社社員が保有する維持管理業務に有用な資格等（※一部）

資格名称	資格名称
一級造園施工管理技士	森林整備基本研修修了
二級造園施工管理技士	ビルクリーニング技能士
二級造園技能士	

これらを踏まえ、以下の方針の下、足柄ふれあいの村の維持管理を行ってまいります。

■足柄ふれあいの村維持管理方針

①. 安全・安心の維持管理

子どもたちから高齢者まで、すべての利用者が安全・安心に活動を楽しめる維持管理。
スタッフも安全・安心して働ける維持管理。

②. 利用者満足の維持管理

足柄ふれあいの村の森林が、野外活動プログラムのフィールドとして活用できる維持管理。

野外フィールドを安全に利用できる維持管理。

③. 地域と連携の維持管理

地域景観や地域環境に配慮し、防災・防犯効果を高める維持管理。

ア 環境整備についての実施方針

足柄ふれあいの村は、周辺を森林に囲まれ、様々な自然環境を有しております。そこでは利用者に安らぎや憩いを与える空間として、気持ちのよい自然としての環境整備を目指します。

自然を対象とした整備のため、植物の特性や自然生態系を十分理解し、年間計画を立案し、整備を進めます。

また、敷地内のすべてのフィールドが、子どもたちをはじめとした活動の場となるため、自然の障害物や雨水侵食された木の根、倒木や掛かり木のほか、日常的に敷地内の危険箇所を点検し、安全・安心の確保に努めます。

(ア) 森林の多面的な役割を理解する森林保全・整備体験プログラムの活用

神奈川県内の森林の多面的な役割（木材生産、国土保全、水源涵養、保健・保養の提供など）を理解し、足柄ふれあいの村においては、子どもたちをはじめとした利用者に、森林整備の重要性を理解してもらい、人々に安らぎを与える健全な森林を感じてもらふことや、自分たちで出来る森林保全作業を体験してもらうことが重要であると考えております。

そのような森林保全への貢献を体験するため、林地の間伐作業や村内への植栽作業等を、足柄ふれあいの村が主催する事業のプログラムに盛り込みます。

このほか、

- ①. 伐採木を活用したスウェーデントーチ作り
- ②. 木の実を使ったミニ盆栽作り
- ③. 丹沢湖の三保ダム見学プログラムの推進 等

を行い森林環境への興味・関心を高めてまいります。 伐採木を活用したスウェーデントーチ



主催事業プログラムでの植樹の様子



(イ) 植栽管理業務の取り組み

a. 植物の特性を考慮した年間管理計画

剪定、刈り込み、除草、病虫害防除などの作業は、自然の樹木、植物などを対象とした作業であり、自然を十分考慮して適切な時期に作業を行う年間管理計画を策定します。

また、森林の多いこの地域では、台風後の大木の落枝による災害なども多く、自然災害時の事前事後の植栽管理は、時に緊急性を要するものも少なくありません。

自然を対象にした作業であることから、樹木、植物の生育に大きな影響を与える自然災害や気象状況などを考慮したフレキシブルな対応が取れるようにするとともに、緊急時には、本社の支援による安全確保を行います。

当然のことながら定期的な間伐作業により、枝の落下事故等が発生しないよう安全管理に努めてまいります。

■植栽管理年間計画例

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
剪定(常緑樹)		←→			←→								
剪定(落葉樹)								←→	←→				冬季に主枝を剪定
低木刈込		←→				←→							新芽の伸長が止まる5~6月 土用芽の伸長が止まる9月~10月
花木		←→					←→						落花直後に剪定
除草・草刈		←→	←→	←→	←→	←→	←→						園路・建屋周辺
病虫害防除		←→					←→						適宜実施

b. 目的に適した植栽の剪定

足柄ふれあいの村には、多くの人工林と一部の自然林、また、景観木として植栽された樹木など、様々な植物が混在しています。

自然の中で、それぞれの樹木の目的（環境保全、自然景観、鑑賞景観など）に適した剪定管理を行い、本社の技術的な支援も得ながら、足柄ふれあいの村職員が植栽剪定を行います。

また、剪定作業で発生した間伐材等は、村内通路の丸太階段の補修材や、クラフト材として活用します。

このような活動を通して生態系の保存にも寄与してまいります。

※2019年6月に弊社で実施した樹木の枝打ち、剪定作業の様子



作業前



作業後

c. 樹形、病虫害を考慮した低木・灌木の刈込み

低木・灌木は現在の樹形を維持しながらも、病虫害が付きにくい刈込み・剪定となるよう、樹木の樹冠を刈り、表面の枝葉を密にするとともに、中心部・幹周辺は強めの刈込みをして風通しを良くします。



このほか、ナラ枯れ木、立ち枯れ木などは、倒木時に建物や利用者に被害を出してしまうリスクを最小限にするため、早めの伐採や対処に取り組んでまいります。



三又部分が割けたヤマグワ



倒木リスクの為伐採

d. 危険生物を生息させない除草

スズメバチや毒へびなどの害虫や危険生物の生息場所や隠れ場をなくし、また、居住場所や通路周辺の景観保全の目的のため、適宜施設周辺の除草作業を行います。

また、足柄ふれあいの村は、多くの子どもたち・利用者が宿泊・活動する施設であるため、人体への影響や自然環境に配慮し、原則として除草剤は使用しません。

e. 薬剤を極力使わない病虫害防除

樹木などに発生する病虫害は、日常の点検～早期対応、刈り込み・剪定作業により防除し、薬剤は極力使用しません。止むを得ず薬剤を使用する場合には、人体への影響のないものをスポット散布することとし、薬剤の使用量を必要最小限にします。

このほか、高度な作業知識と経験を必要とする植栽管理、安全な樹木選定作業や高所作業時に配慮すべき事項などについては、本社の専門家を招いた講習を行い、職員の技能向上に努めます。

(ウ) 清掃・美化についての取り組み

利用者に不快感を与えないよう、日常・定期清掃の作業計画を策定し実施します。作業の実施に際しては、定期的な清掃と、汚れを発見した箇所は随時清掃することで清潔感を保ち、定期清掃では、日常清掃時に取れない汚れを重点的に取り除き、清潔感を保ちます。また、別記「清掃業務報告書」により、日々の作業内容を確認し、漏れ等が生じないようにします。

こうしたことの積み重ねにより令和6年度のアンケート結果では、足柄ふれあいの村の施設・設備については、約90.5%の方が「とてもよい・よい」と回答され、「自然の中ですが、清潔であった。古いが掃除もできており清潔」と言った声が寄せられており、今後も継続した清掃活動等に取り組むたいと考えています。

■足柄ふれあいの村 清掃業務報告書

足柄ふれあいの村 清掃業務報告書							
令和7年	日付 曜日	25日 (金)	26日 (土)	27日 (日)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)
4.5月	検印						
	清掃 担当者						
清掃箇所		実施確認					
管理棟1階	玄関ホール・廊下・階段	<input type="checkbox"/>					
	事務室	<input type="checkbox"/>					
	保健室	<input type="checkbox"/>					
	所長室	<input type="checkbox"/>					
	会議室(きんたろう村)	<input type="checkbox"/>					
	大会議室	<input type="checkbox"/>					
	ゲストルーム	<input type="checkbox"/>					
	ボウ室(ロッカー室)	<input type="checkbox"/>					
	図書室	<input type="checkbox"/>					
	ユニットバス	<input type="checkbox"/>					
管理棟2階	事務室(印刷室)・洗濯室	<input type="checkbox"/>					
	トイレ(2ヶ所)	<input type="checkbox"/>					
	エントランスホール	<input type="checkbox"/>					
集会所	リネン室	<input type="checkbox"/>					
	浴室・脱衣室(男女)	<input type="checkbox"/>					
	トイレ(3ヶ所)	<input type="checkbox"/>					
	エントランスホール	<input type="checkbox"/>					
展示棟	展示ガイダンス室	<input type="checkbox"/>					
	研修室	<input type="checkbox"/>					
	会議室	<input type="checkbox"/>					
	プレイルーム	<input type="checkbox"/>					
園舎エリア	山荘(トイレ・洗面)	<input type="checkbox"/>					
	野外トイレ	<input type="checkbox"/>					
特記事項	4/27(日) 集会所 入口 エントランスホール マットと床を 高圧洗浄機で水洗い。 29(水) さわがに山荘 女子トイレ サングル洗い						

左記のチェックシートを用いて、勤務日に行った作業の内容を記録するとともに、清掃員が気になったこと、不足した衛生用具や物品等を記載し、現場では対応しきれない作業については、速やかに本社に連絡し、必要な対応を取れるよう調整を行います。

併せて弊社清掃部門の有資格者による職員教育等を行い資質向上を図ります。



このほか、利用者に対しても、コテージの清掃チェック表を用い、清掃・片付け等を行うことを施設のルールとして遵守するようにお願いします。

特に利用する子どもたちには、マナー教育等の一環として、集団生活における公共施設利用についても指導・啓発します。

■利用者向けの掃除等の点検シート

お帰りの前に、みなさんでご確認ください。
確認が済みましたら、口の欄にシ印をお願いします。

- 【トイレの確認は・・・?】
- そうじ・・・床のゴミは拾いましたか? 便器は汚れていませんか?
(水はまかず、便器の汚れはトイレペーパーなどで拭き取ってください)
 - ゴミ・・・汚物入れの中のゴミは残っていませんか?
 - トイレペーパーの補充はしましたか?
- 【野外炊事場の確認は・・・?】
- そうじ・・・炊事場の流しのそうじは済みましたか?
 - 整理整頓・・・お鍋やザル、ボウルなどはきれいに洗い、炊事場倉庫へ戻しましたか?
 - ゴミ・・・炊事場にゴミは残っていませんか?
(炊事の間に捨てたゴミは食堂へ運んでください)
 - 灰の処理・・・薪は完全に燃やした後、ドラム缶に捨てましたか?
 - 忘れ物・・・忘れ物、落し物はありますか?
 - 電気・・・電気は消えていますか?
- 【その他の利用施設の確認は・・・?】
- はき掃除・・・使用した施設のそうじは済みましたか?
 - 整理整頓・・・使用した施設の片づけや物品の返却は済みましたか?
 - 戸締り・・・使用した施設の窓などの施設は済みましたか?
 - 忘れ物・・・忘れ物、落し物はありますか?
 - 電気・・・電気は消えていますか?
- 【ゴミの処理は・・・?】
- 持ち帰り・・・野外炊事や食堂提供によるお弁当から出たゴミ以外は持ち帰りです。
-
- 【最後に事務室受付窓口で・・・】
- 支払手続きをお願いします。
○ 活動経費(新代、クラフト代、収権体験料など)
 - 退村手続きと物品の返却をお願いします。
① コテージのカギ ② 名札 ③ さわやか点検カード ④ そうじチェックシート
⑤ 案内ファイル ⑥ 駐車証 ⑦ アンケート の7つです。
- ご協力ありがとうございました。またのご来村をお待ちしております。

□ そうじ点検チェックシート □

団体名:

みんなが泊まっているコテージに○をつけよう!				
くりのき村	1	2	3A	3B 4
むささび村	1	2A	2B	3A 3B
どんぐり村	1	2A	2B	3A 3B
のうさぎ村	1	2A	2B	3A 3B
やまびこ村	1	2	3	4A 4B
ふくろ村	1	2A	2B	3A 3B
きつき山荘	1	2	3	4
さわがに山荘	1	2	3	4

おそうじしたら、下の□にチェックをいれてね!

- 洗面台はブラシでお掃除したかな?
- ボットの中身はすてたかな? コンセントは抜いたかな?
- 部屋の中をほうきではいたかな?
- 玄関まわりもほうきではいたかな?
- ふとんはキレイにたたんで、しまえたかな?
- 窓を開けて、網戸にしたかな?
- カーテンは開けてあるかな?
- ゴミは残ってないかな?
- 忘れ物はないかな?
- 電気は消したかな?
- 玄関のカギは閉めたかな?



- 夏: 扇風機、虫とり機のスイッチは切ったかな?
エアコンのスイッチは切ったかな?
- 冬: ヒーターのスイッチは切ったかな?

●環境負荷を低減するゴミの処理

弊社は、ゴミ処理に関する環境保全の手法などを用いて、ゴミの削減やプラスチックゴミの河川への流出防止等を、会社全体で実行しています。

その中で得たノウハウを足柄ふれあいの村の運営にも活用し、環境負荷軽減のため、リサイクルやリユースといった5 Rの考えを基本に、利用者の方々の協力を得ながら、ゴミ処理を行います。

また、利用者へのゴミ処理の啓発につきましても、積極的に行ってまいります。

- ・清掃の時に出了たゴミは、定めた場所に集積する
- ・持参したゴミは持ち帰る
- ・食堂関連のゴミは分別して食堂へ返却する
- ・自販機のペットボトル等は村内で分別回収する
- ・村内にゴミを捨てない



一方で「公共交通機関を利用しての活動のため、大きなごみの持ち帰りが困難。バス会社にゴミの持ち込みを敬遠される。」といったことから、有料でのゴミ処理を希望する声もあり、今後検討が必要と考えます。

(エ) 保健衛生管理について

a. 足柄ふれあいの村安全衛生管理体制の構築

安全衛生管理体制を構築し、利用者の方々に対し、保健衛生的に不備がなく快適に過ごして頂けるよう努めます。また、そのために必要とされるマニュアルやチェック表等を作成し、職員の意識を高め、日々その体制を保持できるよう、管理に努めます。

また、食堂関連の業務に関しても、委託業者との連携を密にするとともに、食堂担当責任者を選任させ、食品衛生法に則った安全管理体制を築き、運営してまいります。

■主な保健衛生に関する管理項目例

項目	日常管理	定期管理
飲料水管理	pH・臭気・味・色度・濁度 残留塩素確保	受水槽清掃 年1回 簡易専用水道検査
排水管理	トラップ清掃 スクーリング清掃	法流水水質検査 年4回 浄化槽法定検査 年1回 汚泥引抜き 適宜 雑排水管・污水管洗浄 年1回程度
浴槽水質管理	灌水および清掃	レジオネラ等水質検査 年2回 配水管洗浄 適宜 ろ材交換 適宜
空調機	フィルター清掃	定期点検 年1回

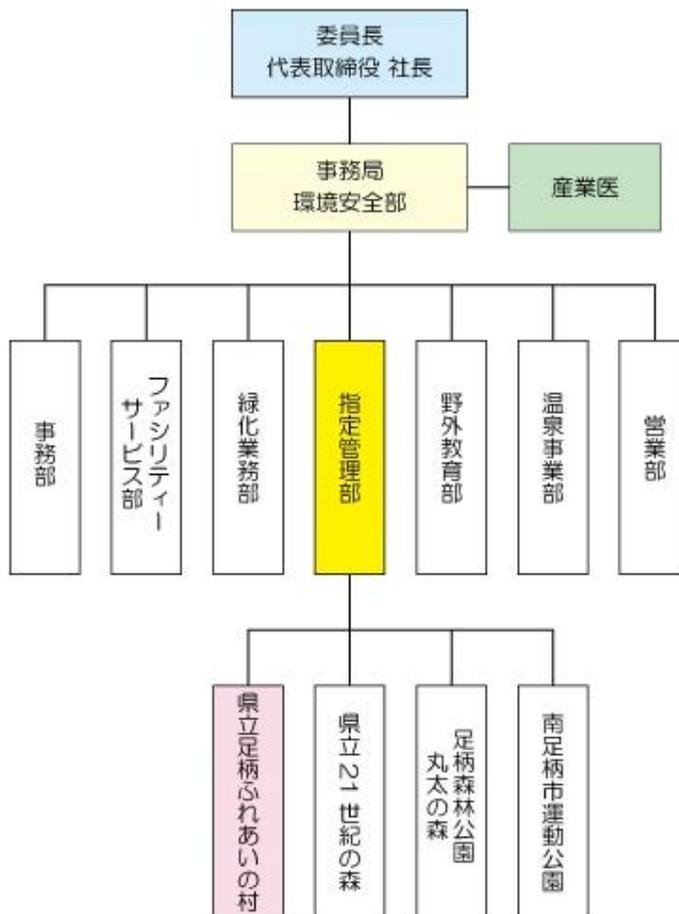
項目	日常管理	定期管理
衛生陶器	日常清掃、水垢・尿石除去	洗浄状況、不具合点検等 適宜
寝 具	通風・換気	乾燥消毒 年4回
食 堂	日常清掃 ごみ処理・消毒 グリストラップ清掃	厨房機器清掃 適宜 保健所検査 年1回 衛生検査（検便等） 適宜
衛生害虫駆除	簡易捕獲器具等による管理	専門業者による消毒 年2回

b. 安全衛生委員会と弊社の安全衛生管理体制

弊社の安全衛生管理体制に基づき、施設責任者を安全衛生委員会の委員に充てるとともに、毎月開催される安全衛生委員会においては、月度の安全対策や、現況の共有、利用者及び従業員の安全確保を推進し、他拠点施設との連携・水平展開を図ります。

また、安全衛生委員会（産業医）による村内巡視により、潜在危険箇所を抽出し、リスクアセスメント方式にて改善フォローを実施してまいります。

■株式会社アグサ 安全衛生委員会組織図



イ 維持修繕についての実施方針

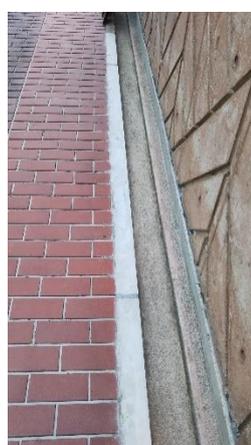
(ア) 効果的・経済的な維持修繕の考え方

足柄ふれあいの村は、平成2年の開所以来、35年間の長きに渡り子ども達をはじめ多くの県民の皆様にご利用いただいております。

弊社は、これまで9年間の管理実績の中で、様々な施設・設備の修繕を行ってまいりましたが、今後も施設の老朽化は日々進行し、その維持管理には手間と費用がかさむ事が予想されます。そのため、施設の維持修繕については、その方向性を明確にして、効果的で経済的な計画のもとに維持修繕を進めていく必要があると考えておりますが、最も重要なことは、利用者の安全・安心な機会の提供であり、維持修繕に於いても、先ずそれらを最優先してまいります。

維持修繕を行うに当たっては、事業主体である県の意向や予算、指定管理者が管理する収支状況など、それぞれの側面から協議・検討し、合理的な計画・スケジュールを立案して進めて行くとともに、更なる維持修繕への対応の原資となるよう、指定管理業務全体での収支の向上、利用料収入の増大を図れるよう、努力してまいります。

規模の大きな修理、災害に関しては、事前予測や事前対策を十分に行い、維持修繕費の過大な支出とならぬよう、県と調整を図り対応してまいります。



(イ) 施設・設備の維持管理業務の取り組みについて

施設・設備の保守管理は、日常及び定期的な点検、そして修繕計画を立案し実行することで、良好な状態での施設の維持保全に繋がるものと弊社は考えております。

特に経年劣化しやすい浴室などの水廻り、また火を使う野外炊事設備などは、相応の予算を計上し修繕に備えると同時に、日常の点検や、小破修繕をこまめに行うことで、大規模修繕のサイクルを伸ばすような保守管理を実施します。

日常の施設・設備の保守管理については、点検マニュアルのもと職員が実施しますが、ボイラー・電気・消防設備等の機械設備については、多くが法定点検や専門技術を必要とする業務のため、それぞれの専門業者へ点検を委託し、それにより不備箇所を抽出することとします。

また、日常の点検の他にも、日々の各設備起動時や利用者清掃後の補完清掃の際に、設備・機器類の状態に気を配ることで、普段とは違う挙動（異常・不備）をいち早く察知し、大きな修繕に至らないよう対応します。

(ウ) 敷地内工作物の維持管理業務の取り組みについて

屋外の工作物は、風雨にさらされることで、経年劣化が早く、室内のものより早期に修繕を必要とするものが中心となります。まずは、劣化防止の対策をこまめに行うことを維持管理方針とし、塗装や補修などの手間をかけることで、大規模修繕や更新と判断される前に工作物の寿命を延ばします。

そのため、敷地内工作物の維持管理業務については、施設・設備と同様に、点検マニュアルのもと、職員が村内巡回時に点検を行ない、法定点検や技術を必要とする業務は専門業者へ委託し点検を行います。

なお、令和6年度末に野外の食卓テーブルが更新されましたが、これまで使用していた木製テーブルも多く残されているため、引き続き維持管理に努めてまいります。このほか、村内には多くの排水路があり、土や落ち葉等により日常的に詰まる状況が生じております。このことは災害にも結び付くことから予防の観点から精力的に汚泥等の撤去に取り組んでまいります。

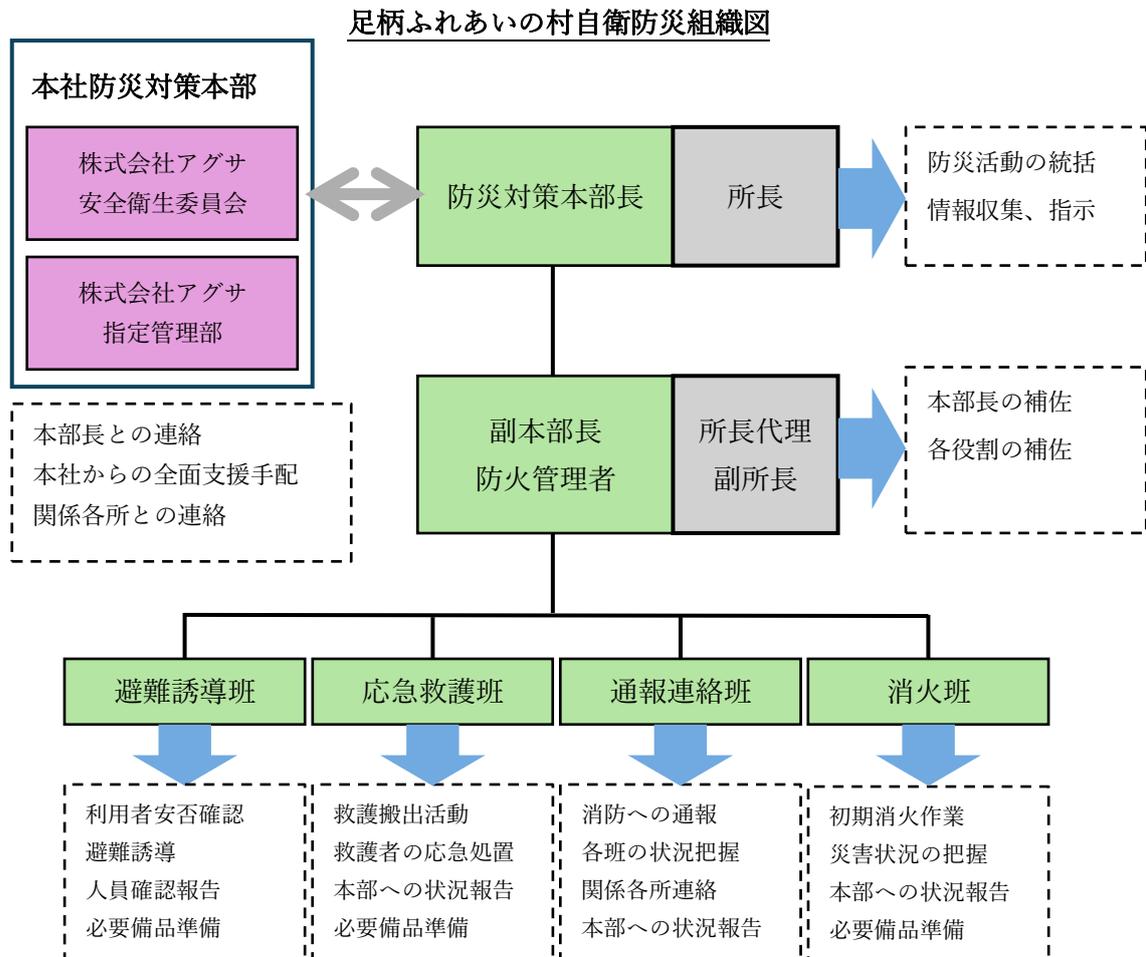


ウ 防災・防犯等の安全対策についての実施方針

(ア) 自衛組織の編成及び訓練について

足柄ふれあいの村のスタッフは、毎朝の日常点検巡視後の朝礼において当日の利用客情報や作業予定、及び巡視状況を共有し、安全意識を高めます。

また、弊社防災対策本部との連携・支援のもと、足柄ふれあいの村所長を防災対策本部長として、足柄ふれあいの村自衛防災組織を設置します。



弊社で実施している防災・防犯訓練を、足柄ふれあいの村にも適用し、実際に想定した、本社との連携による防犯・防災訓練を定期的を実施します。



防災（総合）訓練

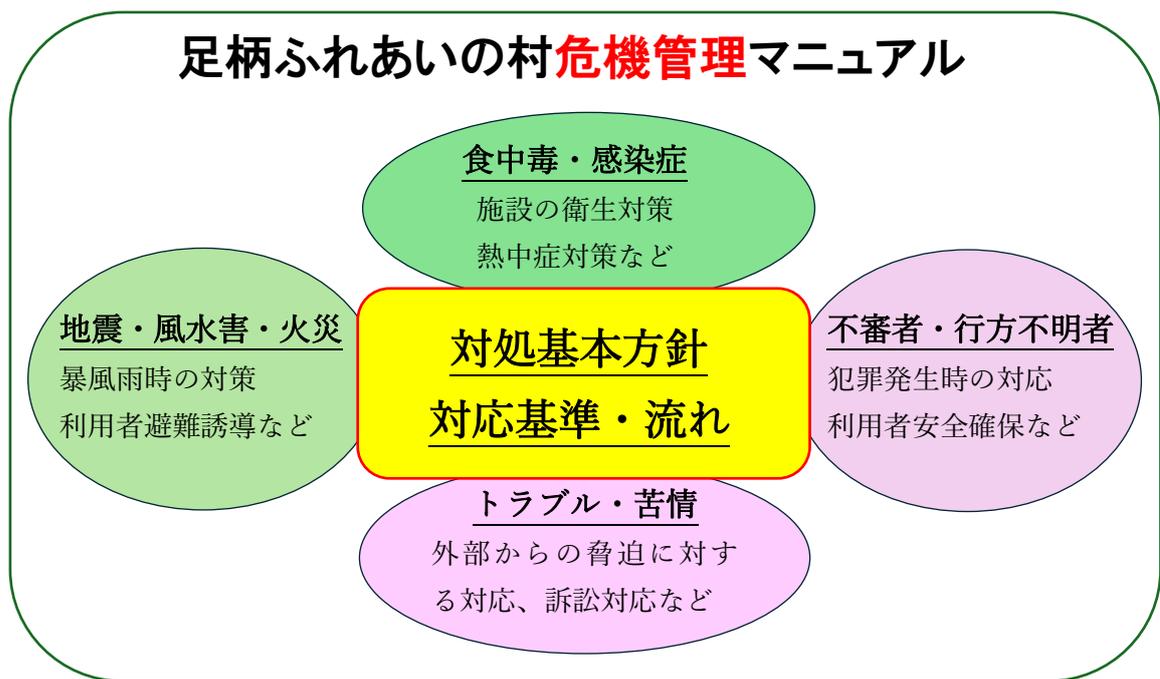


防犯研修

訓練内容	回数
弊社が実施する防災訓練への参加	年1回
弊社が実施する防犯研修への参加 ・不審者への確認や対応の訓練 ・犯人への初期対応と警察への通報 ※適宜松田警察署に講師・訓練を依頼	随時
足柄ふれあいの村内にて防災訓練の実施 ・火災発生時の通報、初期消火訓練 ・大規模地震、火山噴火発生時の利用者の避難訓練 ・救出及び救護、誘導訓練 ・消火栓使用法、消防設備機器の操作方法 等 ※適宜消防設備機器点検業者に協力を依頼 ※適宜小田原消防本部足柄消防署に講評等を依頼	年2回
防災備品及び装備の点検	年2回
シェイクアウトへの参加	年1回

(イ) 危機管理マニュアルの策定について

利用者及び現場スタッフの安全と、施設の保全を目的とした、危機管理マニュアルを策定しております。この危機管理マニュアルは以下の内容を網羅しており、随時内容を精査し、更新を行います。



(ウ) 危機管理マニュアルの位置づけ

危機管理マニュアルは、足柄ふれあいの村所長・所長代理、副所長並びに現場スタッフや本社安全衛生管理者などが一体となって、足柄ふれあいの村に対応したものを策定しており、いずれも足柄ふれあいの村の利用者や職場スタッフの安全を確保するための対策を記したものととなります。これらは緊急時に、現場スタッフが慌てることなく速やかに対処できるように予め練られたものであり、現場においては職員会議や各部のミーティング等で周知徹底を行い、安全の知識と意識を高めます。

不審者進入時の職員対応について 2019.3
※在籍する職員が常に一定ではないこともあり、全ての職員が以下の行動を取ることができるようにすること。
※当日の在籍者、場面場面での職員の対応状況に応じ、各々が臨機応変に必要な役割を果たすこと。

Table with 2 columns: 対応状況 (e.g., 声をかける, 知らせる) and 対応内容 (e.g., 不審者と思わしき人物を見かけた際は、まずは声をかける).

危機管理マニュアル

～ 危機の未然防止と迅速、的確、誠実な対応を～



Table showing the revision history of the manual, including dates and versions (e.g., 平成23年 4月・作成, 令和 3年 1月・改訂).

神奈川県足柄ふれあいの村

目次

Table of contents listing sections like 1. 危機管理基本マニュアル and 2. 危機管理個別対応マニュアル with page numbers.

(エ) 危機管理マニュアルの策定・改善手順

足柄ふれあいの村の所長以下、全ての職員により、日々巡回点検しながら、問題点や不具合状況などを協議するとともに、利用者アンケートや、ご意見等も参考にしながら、新たな項目の策定や、改定の提案を行います。

このほか、足柄ふれあいの村特有の環境や危険予測個所などを抽出し、危機管理マニュアルの策定・改善に繋げてまいります。

(オ) 夜間対応についての業務の取り組み

最大 400 名の利用者が宿泊する施設内において、夜間の安全を確保することは、足柄ふれあいの村にとっては大変重要なことです。

弊社は、南足柄市内の他施設での夜間における宿直業務の実績を活かし、足柄ふれあいの村においても、9年間、自社直営による夜間宿直体制を実施してまいりました。今後もこの体制を維持し、防犯を徹底することで、宿泊される方が安心・安全にご利用いただける環境を提供して参ります。

(カ) 宿直業務の実施体制について

夜間警備については、宿泊利用のある場合、ない場合に応じ、適切な人員配置をおこないます。消灯後の夜間は1名以上が事務所または宿直室内に詰め、利用者の緊急時の対応に備えます。

業務に際してはマニュアルを整備し、巡回ルートや巡回時に確認すべき場所や施錠場所、入浴準備や管理の内容を記載し、これに準じて業務を実施し、作業内容等を日報に記載し、翌朝、出勤した管理職に引き継ぎ、報告を行います。

■実施体制

業務内容	夜間及び休所日の対応			
	区 分	担当時間		配置人員
宿直担当時間 及び配置人員	営業日	A 番 (宿泊有) 入 り 17:00 至 翌 06:30	13.5h	1 名
		B 番 (宿泊有) 入 り 19:30 至 翌 08:30	13.0h	1 名
		a 番 (宿泊無) 入 り 19:00 至 翌 08:30	13.5h	1 名
	休所日	入 り 08:30 至 翌 08:30	24.0h	1 名
		入 り 17:00 至 翌 08:30	15.5h	2 名
		入 り 08:30 至 翌 17:00	15.5h	2 名
主な業務・作業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入退村に基づく施設への出入り管理 2. 敷地内および建物内の巡回(3回/日以上、無線を携行) 3. 火災リスクの早期発見と予防、初期消火活動及び通報 4. 施錠すべき箇所の施錠確認 5. 潜伏者・徘徊者・不審者の点検及び異常時の連絡 6. 鍵の放置確認 7. 照明設備等の運転・停止 8. 宿直・巡回日誌の作成と保管 9. 入浴に関する管理 			

■宿直日報

日々の業務について、日報へ詳細を記録し、翌日勤務の管理職へ報告、朝礼でスタッフへ共有、引き継ぎます。

宿直日誌 (A番) 令和 年 月 日 () 所長 副所長(事業) 副所長(総務) 天候: () 勤務者: 印

■巡回記録 (【異常あり】の場合は「特記事項」に詳細を記入) 巡回時間 火気点検 施設確認 不審車両 その他 点検事項

■炊事場・広場防火確認 利用 利用団体名 火気異常 利用 利用団体名 火気異常

■当日業務・翌朝業務 園遊・風遊・村遊 降 給 掃 掃

■特記事項/破損・整備報告 利用者 あり / なし 村内の状況 異常あり / 異常なし

宿直日誌 (B番) 令和 年 月 日 () 所長 副所長(事業) 副所長(総務) 天候: () 勤務者: 印

■收受文・物品等 種類 数量 受取時刻・届出人

■浴室管理・点検記録 作業項目 開始/ 停止/終了 備考欄

■残留塩素濃度等測定結果 確認タイミング 時間 男子風呂(塩素濃度/温度) 女子風呂(塩素濃度/温度) 灯油残量等

■ヘアキャッチャー清掃結果確認 月 日 男子側 女子側

■業務の作業マニュアル

担当勤務形態毎に標準的な作業マニュアルを整備して業務を実行いたします。

2025.5.31 2025.5.31 17:00~19:00 19:30~8:30

2025.5.31 2025.5.31 19:30~8:30 8:30~17:00

★業務時間外(18:00~) 18:00~19:00 19:30~20:00 20:00~21:00 21:00~22:00

★業務時間外(17:00~) 17:00~18:00 18:00~19:00 19:00~20:00 20:00~21:00